

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 浩行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村上 孝徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 村上 孝徳
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第14期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	660,151	373,880	1,997,333
経常利益又は経常損失() (千円)	11,312	105,416	539,838
四半期純利益又は四半期(当期)純損失()(千円)	19,582	111,038	715,026
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	968,150	1,153,150	968,150
発行済株式総数(株)	69,734	155,224	69,734
純資産額(千円)	787,791	312,144	53,182
総資産額(千円)	1,533,957	696,514	709,008
1株当たり純資産額(円)	11,297.09	2,010.93	762.64
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	319.59	719.70	10,573.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	317.0	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	51.4	44.8	7.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	53,185	0	169,262
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	34,530	18,375	141,680
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	163,915	84,510	116,042
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	326,075	121,000	54,909
従業員数(人)	87	83	78

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4 第13期及び第14期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、従来、その他の関係会社であった以下の会社が新たに親会社となりました。

なお、当該会社は有価証券報告書提出会社であります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社光通信	東京都豊島区	54,259	法人事業、保険事業、SHOP事業、ベンチャーファンド事業	54.71	業務・資本提携、 役員の兼任 4名

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	83 (5)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はASP事業及びeコマース事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社が行うASP事業及びeコマース事業は、提供するサービスの性格上、受注生産という概念の意義が薄いため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
ASP事業	251,067	40.9
eコマース事業	122,812	47.7
合計	373,880	43.4

(注) 1 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)レストラン・エクスプレス	67,939	10.3	49,748	13.3
(株)コスト・イズ	68,580	10.4	47,400	12.7
(株)レイズインターナショナル	43,758	6.6	42,123	11.3
(株)富士通ビジネスシステム	150,000	22.7	20,000	5.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当社は、前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第1四半期会計期間におきましても、営業損失65,592千円、四半期純損失111,038千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金65,000千円(平成21年7月31日現在60,000千円)の返済期日が平成21年9月に控えており、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年度より続く急激な景気後退局面の中、在庫調整の進展による輸出の拡大、鉱工業生産指数の上昇、景気対策効果による個人消費支出の増加など急激な景気の悪化に歯止めがかかる兆しが見えるものの、雇用情勢においては更なる悪化が懸念されるなど、依然として先行きに不透明感が残る状況が続いております。当社の属する情報サービス産業におきましても、企業の開発投資、設備投資の抑制が顕著で経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような情勢の下、当社は、第1四半期会計期間におきまして、順調に伸張している介護関連事業の展開、また、資本業務提携によるASP事業の拡大、さらに、株式会社光通信の連結子会社となったことにより、光通信グループの販売力を十二分に活用し、光通信グループの顧客企業に対する携帯向けASPソリューションの提供や光通信のグループ企業に対するITサービスを積極的に行うという営業施策を展開してまいりました。

しかしながら、第1四半期が経過した現在、介護関連ソリューションであるCare Online利用施設は順調に伸びているものの、企業の設備投資抑制の動きが強く出ており、ソリューションアウトソーシング事業の拡大が計画に対し大幅未達となり、また、光通信グループの顧客企業に対する携帯向けASPソリューションの提供や光通信のグループ企業に対するITサービスの提供計画に遅れ等が生じており、当初の期待値に達する事は出来ませんでした。

一方で、岡山開発センターの縮小、外部委託費用の削減等により前期に引き続き支出の削減に鋭意取り組んでまいりましたが、売上高の落ち込みをカバーすることができず当第1四半期会計期間におきましても大幅な営業赤字を計上する結果となりました。

以上の結果、第1四半期会計期間の売上高は373,880千円(前年同期比43.4%減)となり、売上総利益81,689千円(前年同期比56.3%減)、経常損失105,416千円(前年同期は経常利益11,312千円)となりました。また、事業部門別の売上高につきましては、ASP事業は251,067千円(前年同期比40.9%減)、eコマース事業は122,812千円(前年同期比47.7%減)となりました。ASP事業の減少の主な要因は前年同期には一時的なソフトウェアの販売売上が150,000千円ありましたが当第1四半期会計期間では当該売上が無かったことが大きな要因となっております。また、eコマース事業の減少の主な要因は収益性の高い顧客のみに販売先を絞ったことが要因です。

(2) キャッシュフローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末より66,090千円増加し、121,000千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動の結果、減少した資金は0千円となりました。収入の主な内訳は、売上債権の減少62,165千円及び未払金の増加36,809千円によるキャッシュ・フローの増加であり、支出の主な内訳は、税引前四半期純損失の計上110,221千円によるキャッシュフローの減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動の結果、減少した資金は18,375千円となりました。支出の主な内訳は、ソフトウェアの製作による支出14,261千円及びソフトウェアの取得による支出4,331千円によるキャッシュフローの減少であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動の結果、増加した資金は84,510千円となりました。収入の主な内訳は、株式の発行による収入370,000千円によるキャッシュ・フローの増加であり、支出の主な内訳は、短期借入金の返済による支出185,000千円及び転換社債型新株予約権付社債の買入消却による支出95,000千円によるキャッシュフローの減少であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究活動費の金額は、4,396千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第1四半期会計期間におきましても、営業損失65,592千円、四半期純損失111,038千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金65,000千円（平成21年7月31日現在60,000千円）の返済期日が平成21年9月に控えており、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、第2四半期会計期間以降引き続き以下の点に注力してまいります。業績回復の為の営業推進

当第1四半期会計期間におきましては、光通信グループとの販売協力によりCare OnLineの委託販売等一定の成果が見えてまいりましたが、ASP事業の拡大が計画通りに進捗しておらず、また、光通信グループの顧客企業に対する携帯向けASPソリューションの提供や光通信のグループ企業に対するITサービスの提供計画に遅れ等が生じている状況にあります。

今後は、順調に伸長しております介護関連事業に重点的にリソースを配分し、並行して新たな業務提携先の開拓を行い業績の回復に努めてまいります。

本社移転及び人件費の削減を中心とした支出の削減

当第1四半期会計期間におきましては、岡山開発センターの縮小、外部委託費用の削減等により前期に引き続き支出の削減を行っております。第2四半期会計期間以降につきましては、本社移転による支払家賃及び人件費の削減等、引き続き支出の削減を図ってまいります。

短期借入金の返済資金の確保

平成21年9月に返済期限が到来する短期借入金の今後の返済資金の確保に向けては、取引金融機関と継続的な協議を行い、資金計画の策定を進めてまいります。また、新規の借入等の実施についても検討を進めており、資金調達を速やかに行いたいと考えています。

第2四半期会計期間以降におきましては以上のような施策を進めてまいりますが、現在進行中の施策の為、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	620,896
計	620,896

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,224	155,224	ジャスダック証券取引所	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	155,224	155,224		

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下の通りであります。

(平成16年3月30日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,043
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,043 資本組入額 11,522
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

2 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- 3 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 4 平成21年3月17日取締役会決議、平成21年4月2日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 5 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 6 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、権利行使時においても当社の取締役又は社員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職、当社関連会社などへの移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。但し、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8 新株予約権の取得事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、注7(1)記載の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	178
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,845
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,845 資本組入額 13,423
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 平成21年3月17日取締役会決議、平成21年4月2日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注7(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,845
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,845 資本組入額 13,423
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 平成21年3月17日取締役会決議、平成21年4月2日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注7(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月2日 (注)	85,490	155,224	185,000	1,153,150	185,000	760,200

(注) 有償第三者割当 発行価格 4,328円 資本組入額 2,164円
割当先 株式会社光通信 73,938株
株式会社BFT 11,552株

(5) 【大株主の状況】

平成21年4月2日付けで株式会社BFTに対し、第三者割当増資を行ったため、以下の通り大株主の異動がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社BFT	東京都中央区銀座六丁目8番7号 交詢ビルディング	11,552	7.44

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,734	69,734	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	69,734	-	-
総株主の議決権	-	69,734	-

(注) 平成21年4月2日に株式会社光通信及び株式会社BFTを割当先とする第三者割当増資を行ったことにより、発行済株式総数及び議決権の数がそれぞれ85,490株及び85,490個増加しております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	7,800	8,200	8,430
最低(円)	5,900	6,650	6,010

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	121,000	54,909
売掛金	104,765	166,931
仕掛品	7,196	14,893
原材料及び貯蔵品	2,030	2,030
その他	47,500	48,016
貸倒引当金	13,847	27,754
流動資産合計	268,645	259,026
固定資産		
有形固定資産	36,519	39,296
無形固定資産		
ソフトウェア	264,095	281,456
その他	1,682	1,688
無形固定資産合計	265,777	283,144
投資その他の資産		
敷金及び保証金	93,269	93,486
破産更生債権等	74,117	65,587
その他	29,509	32,987
貸倒引当金	75,072	66,541
投資その他の資産合計	121,824	125,519
固定資産合計	424,121	447,960
繰延資産	3,747	2,021
資産合計	696,514	709,008
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,349	73,815
短期借入金	65,000	250,000
未払金	178,394	157,830
未払法人税等	1,583	5,343
賞与引当金	5,900	23,393
その他	46,716	23,329
流動負債合計	363,944	533,712
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	95,000
退職給付引当金	13,587	12,055
その他	6,838	15,058
固定負債合計	20,425	122,114
負債合計	384,370	655,826

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,153,150	968,150
資本剰余金	760,200	575,200
利益剰余金	1,601,206	1,490,167
株主資本合計	312,144	53,182
純資産合計	312,144	53,182
負債純資産合計	696,514	709,008

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
売上高	660,151	373,880
売上原価	473,095	292,191
売上総利益	187,056	81,689
販売費及び一般管理費	186,726	147,281
営業利益又は営業損失 ()	329	65,592
営業外収益		
受取利息	2	70
受取手数料	19,047	-
その他	1	1
営業外収益合計	19,052	72
営業外費用		
支払利息	1,877	3,610
資本業務提携関連費用	6,000	-
未使用賃借料	-	34,294
その他	191	1,991
営業外費用合計	8,069	39,895
経常利益又は経常損失 ()	11,312	105,416
特別利益		
投資有価証券売却益	9,154	-
貸倒引当金戻入額	-	5,376
特別利益合計	9,154	5,376
特別損失		
固定資産除却損	-	8
賃貸借契約解約損	-	2,450
損害賠償金	-	222
訴訟関連費用	-	7,500
特別損失合計	-	10,181
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	20,466	110,221
法人税、住民税及び事業税	884	817
四半期純利益又は四半期純損失 ()	19,582	111,038

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	20,466	110,221
減価償却費	58,654	37,152
株式交付費	149	395
社債発行費償却	17	467
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,961	5,376
賞与引当金の増減額(は減少)	20,252	17,493
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	1,531
受取利息及び受取配当金	2	72
支払利息	1,877	3,610
為替差損益(は益)	-	44
固定資産除却損	-	8
投資有価証券売却損益(は益)	9,154	-
損害賠償金	-	222
賃貸借契約解約損	-	2,450
訴訟関連費用	-	7,500
売上債権の増減額(は増加)	133,247	62,165
たな卸資産の増減額(は増加)	290	7,697
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	8,530
仕入債務の増減額(は減少)	25,861	7,465
未払金の増減額(は減少)	49,825	36,809
その他の資産の増減額(は増加)	7,018	4,190
その他の負債の増減額(は減少)	6,839	1,623
小計	49,030	13,461
利息及び配当金の受取額	2	72
利息の支払額	2,683	5,744
損害賠償金の支払額	-	222
賃貸借契約解約による支払額	-	2,450
訴訟関連費用の支払額	-	1,850
法人税等の支払額	1,474	3,267
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,185	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,199	-
投資有価証券の売却による収入	10,340	-
ソフトウェアの取得による支出	23,321	4,331
ソフトウェアの製作による支出	19,354	14,261
敷金及び保証金の増減額(は増加)	5	217
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,530	18,375

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	12,000	185,000
長期借入金の返済による支出	3,486	-
新株予約権付社債の発行による収入	95,000	-
新株予約権付社債の発行による支出	646	-
新株予約権付社債の買入消却による支出	-	95,000
株式の発行による収入	104,500	370,000
株式の発行による支出	2,152	2,587
未払金の返済による支出	17,298	2,902
財務活動によるキャッシュ・フロー	163,915	84,510
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	44
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	76,199	66,090
現金及び現金同等物の期首残高	249,876	54,909
現金及び現金同等物の四半期末残高	326,075	121,000

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当社は、前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第1四半期会計期間におきましても、営業損失65,592千円、四半期純損失111,038千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金65,000千円（平成21年7月31日現在60,000千円）の返済期日が平成21年9月に控えており、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、第2四半期会計期間以降引き続き以下の点に注力してまいります。

1 業績回復の為の営業推進

当第1四半期会計期間におきましては、光通信グループとの販売協力によりCare OnLineの委託販売等一定の成果が見えてまいりましたが、ASP事業の拡大が計画通りに進捗しておらず、また、光通信グループの顧客企業に対する携帯向けASPソリューションの提供や光通信のグループ企業に対するITサービスの提供計画に遅れ等が生じている状況にあります。

今後は、順調に伸長しております介護関連事業に重点的にリソースを配分し、並行して新たな業務提携先の開拓を行い業績の回復に努めてまいります。

2 本社移転及び人件費の削減を中心とした支出の削減

当第1四半期会計期間におきましては、岡山開発センターの縮小、外部委託費用の削減等により前期に引き続き支出の削減を行っております。第2四半期会計期間以降につきましては、本社移転による支払家賃及び人件費の削減等、引き続き支出の削減を図ってまいります。

3 短期借入金の返済資金の確保

平成21年9月に返済期限が到来する短期借入金の今後の返済資金の確保に向けては、取引金融機関と継続的な協議を行い、資金計画の策定を進めてまいります。また、新規の借入等の実施についても検討を進めており、資金調達を速やかに行いたいと考えています。

第2四半期会計期間以降におきましては以上のような施策を進めてまいりますが、現在進行中の施策の為、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

(四半期貸借対照表関係)

- 1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)の適用に伴い、前第1四半期会計期間において、流動資産の「その他」に含めていた「貯蔵品」(10,018千円)は、当第1四半期会計期間は「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しております。なお、当第1四半期会計期間に含まれる「原材料」の残高はありません。
- 2 前第1四半期会計期間において、固定資産の「投資その他の資産」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期会計期間の固定資産の「投資その他の資産」に含まれる「敷金及び保証金」は93,486千円であります。
- 3 前第1四半期会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、負債純資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「未払金」は117,198千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 棚卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、61,162千円であり ます。	有形固定資産の減価償却累計額は、58,494千円であり ます。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の 通りであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の 通りであります。
(千円)	(千円)
給料手当 52,586	給料手当 39,384
賞与引当金繰入額 3,819	賞与引当金繰入額 632
退職給付引当金繰入額 278	退職給付引当金繰入額 1,074
貸倒引当金繰入額 8,961	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に記載されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に記載されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)	(平成21年6月30日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 326,075	現金及び預金勘定 121,000
現金及び現金同等物 326,075	現金及び現金同等物 121,000

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 155,224株

2 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年4月2日付けで、株式会社光通信及び株式会社BFTから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期会計期間において資本金が185,000千円、資本準備金が185,000千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が1,153,150千円、資本準備金が760,200千円となっております。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 2,010.93円	1株当たり純資産額 762.64円

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 319.59円	1株当たり四半期純損失金額 719.70円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 317.00円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については 1株当たり四半期純損失であるため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	19,582	111,038
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	19,582	111,038
期中平均株式数(株)	61,272	154,285
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	502	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 狐塚 利光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第1四半期会計期間においても、営業損失65,592千円、四半期純損失111,038千円を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金65,000千円（平成21年7月31日現在60,000千円）の返済期日が平成21年9月に控えており、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。